

陳情の取扱い基準

- 1 陳情については、その内容を勘案し、付託する委員会を決定するものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、委員会に付託せず、全議員への配付にとどめるものとする。ただし、付託すべき特段の事情がある場合においては、この限りではない。
 - (1) 個人、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、信用を失墜させるおそれのあるもの。ただし、既に公表された事実及び社会的に周知された事実を除く。
 - (2) 脅迫、恐喝等、公序良俗に反する内容が含まれているもの。ただし、既に公表された事実及び社会的に周知された事実を除く。
 - (3) 茅ヶ崎市に住所（法人等にあつては所在地）を有しないものから郵送により提出されたもの
 - (4) 住所、連絡先等が不明確で連絡のとれないもの
 - (5) 既に採択、不採択等の結論を出した陳情と同一趣旨であり、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの
 - (6) 私人間で解決すべき内容であるもの
 - (7) 既に願意が達成されていると認められるもの
 - (8) 国及び他の地方公共団体の事務に関するものなど、明らかに茅ヶ崎市の権限外の事項を願意とするもの
 - (9) 市職員の身分に関し、懲戒、分限等を求めるもの
 - (10) 訴訟や不服申立てにより係争中のもの
 - (11) その他議会において審査をすることが適当でないと認められるもの